

薬生食輸発0222第2号  
令和5年2月22日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

「令和4年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について  
(中国産マッシュルームのジエトフェンカルブ及びにんじんのトリアジメノール)

標記については、令和4年3月30日付け薬生食輸発0330第2号(最終改正：令和5年2月13日付け薬生食輸発0213第1号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき実施しているところである。

今般、過去一年間の検査実績を踏まえ、中国産マッシュルームのジエトフェンカルブについてモニタリング通知の別表第2及び別表第3から削除する。

また、中国産にんじんのトリアジメノールについて、検査命令の対象としたことから、モニタリング通知の別表第2から削除することとしたので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく願います。